第２章　認定・特例認定の基準

認定制度には、ＮＰＯ法に基づく８つの認定基準と欠格事由に該当しないことの合計９つの要件が定められています。

１　認定等の基準の詳細

認定を受けようとするＮＰＯ法人は、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資することにつき、ＮＰＯ法人が広く市民から支援を受けているかを実績判定期間中の寄附者の数や割合で判断する**「パブリック・サポート・テスト（ＰＳＴ）基準」**と、その他、運営面での健全性を判断する基準をそれぞれ満たす必要があります（次表(1)～(8)の基準）。

また、特例認定を受けようとするＮＰＯ法人は、認定を受けるための基準のうち、**「パブリック・サポート・テスト（ＰＳＴ）基準」以外**の基準に適合する必要があります（次表(2)～(10)の基準）。

【表３】認定等の基準の詳細

項目	基準の内容
(1)パブリック・サポート・テスト（PST）基準について (次ページへ)	広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として、次の３つの基準のいずれかに適合すること（認定ＮＰＯ法人のみの基準）。 **イ　相対値基準** **①　原則** 実績判定期間における 寄附金等収入金額 ÷ 経常収入金額 ≧ 1/5 **②　小規模法人の特例** 相対値基準には、小規模な法人も認定ＮＰＯ法人となることを目指せるよう、小規模法人の特例があります。 この特例を選択適用できる法人は、実績判定期間における総収入金額に 12 を乗じて、これを実績判定期間の月数で除した金額が 800 万円未満で、かつ、実績判定期間において受け入れた寄附金の額の総額が 3,000 円以上である寄附者（役員又は社員を除きます。）の数が 50 人以上である法人に限られます（NPO 法第 45 条第 2 項、同法施行令第 3 条）。 【算式】 実績判定期間の総収入金額 / 実績判定期間の月数 × 12 ＜ 800 万円 かつ 実績判定期間において受け入れた寄附金の額の総額が3,000 円以上である寄附者(役員、社員除く)の数 ≧ 50 人 （注）　小規模法人の特例を適用するか否は、法人の選択になります。 ※　上記①又は②の相対値基準の計算において、その法人に国の補助金等がある場合には、法人の選択により国の補助金等を計算上の分母・分子に算入することができます。

<table>
<tr><td>（前ページからの続き）

(1) パブリック・サポート・テスト（PST）基準について</td><td>ロ　絶対値基準
実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が 3,000 円以上（ただし、寄附者が休眠預金等交付金関係助成金を提供している場合、当該寄附者について、3,000 円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上）である寄附者の数の合計数が年平均 100 人以上であること。
(注１)氏名（法人は名称）及び住所が明らかな寄附者のみを数えます。
(注２)寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。
(注３)寄附者が、そのＮＰＯ法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。
(注４)休眠預金等交付金関係助成金とは、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（平成 28 年法律第 101 号）に基づき事業を実施するために指定活用団体、資金分配団体、民間公益活動を行う団体から受け取った助成金のことです。

ハ　条例個別指定基準
神奈川県又は川崎市の個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例により指定を受けたＮＰＯ法人については、パブリック・サポート・テスト基準を満たしているものとして取り扱われます。</td></tr>
<tr><td>(2)活動の対象について</td><td>実績判定期間における事業活動のうち、次に掲げる活動の占める割合が 50%未満であること。
イ　会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動
ロ　特定の範囲の者に便益が及ぶ活動
ハ　特定の著作物又は特定の者に関する活動
ニ　特定の者の意に反した活動

※神奈川県又は川崎市の指定ＮＰＯ法人については、ロのうち、「便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動」を除いて判定することとなります。</td></tr>
<tr><td>(3)運営組織及び経理について</td><td>次のいずれの基準にも適合していること。
イ　運営組織が次のいずれにも該当すること。
① 役員のうち親族関係を有する者等で構成する最も大きなグループの人数 ÷ 役員の総数 ≦ 1/3
② 役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で構成する最も大きなグループの人数 ÷ 役員の総数 ≦ 1/3
ロ　各社員の表決権が平等であること。
ハ　会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けているか、法人税法施行規則第 53 条～第 59 条に規定する青色申告法人と同等に取引を記録し、帳簿を保存していること。
ニ　不適正な経理を行っていないこと。</td></tr>
</table>

(4)事業活動について	次のいずれの基準にも適合していること。 イ　次に掲げる活動を行っていないこと。 ①　宗教活動 ②　政治活動 ③　特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動 ロ　役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者や上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者（公職にある者）に寄附を行っていないこと。 ハ　実績判定期間における特定非営利活動に係る事業費 ÷ 総事業費 ≧ 80% ニ　実績判定期間における受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額 ÷ 受入寄附金総額 ≧ 70%
(5)情報公開について	次に掲げる書類をその事務所において閲覧させること。 イ　事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ　①　各認定の基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類並びに寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ②　役員報酬又は職員給与の支給に関する規程及び収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ③　助成の実績を記載した書類
(6)事業報告書類等の提出について	各事業年度において、事業報告書等をＮＰＯ法第 29 条の規定により所轄庁に提出していること。
(7)不正行為等について	法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実等がないこと。
(8)設立後の経過期間について	認定又は特例認定の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後１年を超える期間が経過していること。
(9)過去の認定等の有無について	過去に認定又は特例認定を受けたことがないこと（特例認定ＮＰＯ法人のみの基準)。
(10)設立の日からの経過期間について	特例認定の申請書を提出した日の前日において、設立の日から５年を経過しない法人であること（特例認定ＮＰＯ法人のみの基準)。

※認定ＮＰＯ法人等の各基準のうち、(3) 、(4)のイとロ、(5)～(7)の基準は、認定又は特例認定の申請時だけでなく、実績判定期間においても適合している必要があります（ただし、実績判定期間中に認定又は特例認定を受けていない期間が含まれる場合には、その期間については(5)ロの基準を除きます。）。

認定又は特例認定を受けた後に(3)、(4)のイとロ、(7)の基準に適合しなくなった場合には、所轄庁は認定又は特例認定を取り消すことができます。

★　税の申告漏れは法令違反です　～その他の事業≠収益事業～

「『その他の事業』を行っていないから、法人税はかからない」と考えていませんか。

「その他の事業」はＮＰＯ法上の区分であり、税法上の「収益事業」とは別の概念です。「特定非営利活動に係る事業」についても「収益事業」であれば、法人税の課税対象となります。法人税・消費税・源泉所得税・法人住民税等を適正に申告・納付していない場合、法令違反にあたり、認定等の基準を満たせないことになります。

２　欠格事由の詳細

欠格事由に該当しないことの確認は、該当しない旨を書面（欠格事由チェック表）に記載する方法で行いますが、税の滞納処分がないことの確認書類として、**「滞納処分に係る納税証明書」**の提出が必要です。

また、暴力団との関係性がないことについては、役員に暴力団員等がいないことを神奈川県警に照会するために**「役員等氏名一覧表」**を提出してもらい、川崎市から県警に確認することによって、該当がないことを確認します。

【表４】認定等の欠格事由の詳細

項目	欠格事由の内容
(1)役員のうち、次のいずれかに該当する者がある	ＮＰＯ法人の役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合には、欠格事由に該当します。 イ　認定ＮＰＯ法人が認定を取り消された場合又は特例認定ＮＰＯ法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前１年内に当該認定ＮＰＯ法人又は当該特例認定ＮＰＯ法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から５年を経過しないもの ロ　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者 ハ　法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者 ニ　暴力団の構成員等

(2) 認定等取消の日から５年を経過していない	認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない場合には、欠格事由に該当します。
(3) 定款又は事業計画書の内容が法令に違反している	ＮＰＯ法人の定款又は事業計画書の内容が、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反している場合には、欠格事由に該当します。
(4) 国税又は地方税の滞納処分を受けている	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているＮＰＯ法人、又は当該滞納処分の終了の日から３年を経過していないＮＰＯ法人は、欠格事由に該当します。
(5) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課されてから３年を経過していない	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から３年を経過していないＮＰＯ法人は、欠格事由に該当します。
(6) 次のいずれかに該当する	ＮＰＯ法人が次のいずれかに該当する場合は、欠格事由に該当します。 イ　暴力団 ロ　暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある

★　滞納処分に係る納税証明書って？

税の滞納処分がないことを説明するための書類として、「滞納処分に係る納税証明書」の提出が必要です。「滞納といっても、そもそも税を納める事業など行っていない」という法人も多いと思いますが、納税実績がない法人も取得できる書類です。

この証明書は、国税・都道府県税・市区町村税の３種類が必要で、１通につき 300 円から 400 円かかります。法人印や申請者の本人確認書類等、申請に必要なものを持って、所轄の税務署・県税事務所・市税事務所等に行き、窓口で「過去３年以内に税の滞納処分を受けたことがないことを証明する納税証明書」と言えば、取得できます。国税については、「納税証明書その４」がこれにあたります。
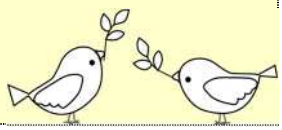
なお、証明書は、事前相談時に添付する必要はありません。事前相談を通じて、申請書類の確認を受け、内容が整ってから取得してください。取得日から遡って過去３年以内に税の滞納処分を受けたことがないことを証明する書類のため、実際の申請日よりかなり早く取得すると、再度の取得をお願いすることになりますので、ご注意ください。